

# 患者の声を医療政策に反映させるあり方協議会 細則

2008年7月8日 制定

## 第 1 条 (目的)

患者の声を医療政策に反映させるあり方協議会細則（以下「本細則」という）は、患者の声を医療政策に反映させるあり方協議会会則に定めのない事項に関して規定し、協議会および世話人会の運営を円滑に行うことを目的とする。

## 第 2 条 (入会申込)

1. 正会員の本会への入会申込は、以下の書類を代表世話人に提出することにより完了する。
  - (1) 入会申込書（本細則別紙）
  - (2) 定款、会則などの規約
  - (3) 事業計画書
  - (4) 収支計画書
2. 賛助会員団体および賛助会員個人の本会への入会申込は、本細則別紙の入会申込書を代表世話人に提出することにより完了する。
3. 入会申込は、ウェブサイト上からも可能とする。ただし、正会員の入会申込に必要な提出書類は別途郵送またはメールにて代表世話人に提出するものとする。

## 第 3 条 (除名事由)

本会の活動において、会員が以下の項目に該当する行為を行った場合、世話人会は是正を勧告し、改善が認められない場合には世話人会の4分の3以上の同意をもって当該会員を除名することができる。

- (1) 宗教活動を行った場合
- (2) 利益追求活動を行った場合
- (3) 会費の滞納が2年以上継続する場合
- (4) 正会員団体が団体性を喪失した場合
- (5) 本会の活動に関わる会員およびサポーターに関する情報に対して、不適切な扱いをした場合
- (6) その他本会の名誉を毀損し、または目的に反する行為をした場合

#### 第 4 条（サポーター登録制度）

1. 本会の趣旨に賛同し、技術、技能、労務等の支援を目的として本会に参加しようとする団体および個人は、サポーターとして本会に登録する。
2. 登録は、ウェブサイトから直接登録、または代表世話人への連絡による。
3. 登録されたサポーターは、世話人会の要請に応じ適宜登録内容の支援を提供する。
4. 世話人会は、事業計画を推進するにあたりサポーターの支援を適宜得ることができるように調整する。
5. サポーターは、本会会則第 8 条に則り、本会の活動において知り得た個人情報を適切に取り扱い、本会の活動の目的以外に使用してはならない。
6. サポーターが本会の趣旨に反する活動を行った場合は、本会会則第 9 条および本細則第 3 条に則り、世話人会の 4 分の 3 以上の同意をもって当該サポーターの登録を取消することができる。

#### 第 5 条（講演・執筆依頼）

役員が本会を代表し外部向けの講演または執筆の依頼を受けた場合、代表世話人に連絡・相談する。

#### 第 6 条（旅費）

役員が本会を代表し講演、訪問活動等を行う際に発生する交通費については、実施前に世話人会の承認を得た上で、原則実費を本会経費として計上するものとする。

#### 第 7 条（附則）

1. 本細則の改廃は、世話人会が立案し、世話人会の承認により実施する。
2. 本細則は、2008 年 7 月 8 日から実施する。